

**おむつ等自動販売機設置者募集要項**  
(道の駅251いいもりじやがーロードにおけるおむつ等自動販売機の設置  
に係る市有財産の貸付け)

## 1 目的

この要項は、道の駅251いいもりじやがーロードに設置するおむつ等自動販売機の設置者（以下「設置者」という。）を決定するため、本市が行う入札参加者募集について必要な手続き等を定める。

## 2 貸付物件

- (1) 貸付物件は下表のとおりとする。なお、貸付面積には、放熱余地・転倒防止板・飲料容器用回収ボックスを設置する面積を含む。

施設名	所在地	貸付場所	貸付面積	台数
道の駅251いいもりじやがーロード	諫早市飯盛町上原1376番地	農林水産物等販売施設西側敷地A	2.0m <sup>2</sup>	1台

- (2) 貸付物件の用途は、乳幼児用紙おむつ及びおしりふきを販売品目とするおむつ等自動販売機の設置・運営に限るものとし、前述の販売品目を満たしていれば清涼飲料水（缶・瓶・ペットボトルのみ、紙コップ不可）のほか、乳児・子ども用飲料（紙パック可）の販売も可能とする。

## 3 貸付期間

- (1) 令和8年4月1日から令和11年3月31日までとし、貸付期間は更新しない。  
(2) 本市が公用又は公共用に供する必要が生じたとき、設置者が入札参加資格条件のいずれかに違反する行為を行ったとき、その他本市が必要と認めるときは、貸付契約を解除することがある。  
(3) 自動販売機の設置及び撤去の日時は、本市と協議の上、決定する。

## 4 設置者の費用負担

### (1) 貸付料

貸付料の年額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

ただし、消費税及び地方消費税の税率（以下「消費税率等」という。）が改定された場合は、改定後の消費税率等による金額を加算した金額に契約変更するものとする。

### (2) 電気料

自動販売機の稼動に係る電気料は設置者が負担する。なお、電気使用量を測る検針用メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。）

は設置者が準備し、設置する。

(3) 設置費等

自動販売機の設置、維持管理及び撤去に要する工事費、移転等の費用、その他必要な費用は設置者が負担する。

(4) 納入時期

設置者は、本市が発行する納付書により、貸付料については年度毎の額、電気料については月毎の額を本市が指定する期日までに確実に納付しなければならない。なお、金融機関窓口にて支払の際に振込手数料等が発生した場合については設置者の負担とする。

## 5 自動販売機の設置条件

(1) 貸付方法及び用途

自動販売機の設置は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、諫早市が設置者に対して行政財産である建物の一部を賃貸する方法により行うものとし、設置者は賃貸物件を自動販売機及び飲料容器用回収ボックスの設置並びにこれらの管理以外の用途に供してはならない。

(2) 販売価格

販売価格は、標準販売価格（定価）以下とする。

(3) 販売実績の報告

設置者は、年度毎の販売実績（自販機1台ごとの販売本数・金額）を集計し、毎年4月末日までに販売実績報告書（任意様式）を提出する。

(4) 原状回復等

設置者は、設置期間が満了し、又は契約が解除された場合には、速やかに原状回復を行う。また、設置者は、本市に対し、原状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した費用、有益費その他一切の費用について、補償を請求することができない。

## 6 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 諫早市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者に該当する者でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (4) 諫早市内に本社（本店）、支社（支店）若しくは営業所等を有する法人又は諫早市内に住所及び店舗を有する個人で、自動販売機の故障、苦情等の緊急時に速やかに対応できる者であること。

- (5) 申請日から落札決定までの間において、本市から指名停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 諫早市税において滞納がないこと。
- (7) 自動販売機の設置業務（自ら管理・運営するものに限る。）について、3年以上の実績を有し、かつ、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体との自動販売機の設置に係る契約を2回以上締結し、これらすべてにおいて誠実な履行実績を有している者であること。

## 7 入札参加申請手続

入札参加を希望する者は、入札参加申請書及び必要書類を次により提出しなければならない。

### (1) 提出書類

- ① 入札参加申請書（様式1）
- ② 事業者の概要調書（様式2）
- ③ 取扱商品一覧表（様式3）
- ④ 法人の場合は商業登記簿謄本（履歴事項全部証明）、個人の場合は住民票抄本（申請日から遡って3か月以内のもので写しでも可）
- ⑤ 諫早市税の滞納がないことの証明書（原本）（申請日から遡って3か月以内のもの）
- ⑥ 設置予定自動販売機のカタログ
- ⑦ 誓約書（様式4）
- ⑧ 印鑑登録証明書（申請日から遡って3か月以内のもので写しでも可）

### (2) 申請受付期間

令和8年1月5日（月）から令和8年2月13日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

### (3) 受付場所

諫早市東小路町7番1号

諫早市農林水産部農業振興課（諫早市役所 別館3階）

### (4) 申請の方法

申請受付期間内に、(1)の提出書類を(3)の受付場所に直接持参するか、郵送（原則として書留）にて提出すること。（郵送の場合は、令和8年2月13日（金）午後5時必着とする。）

## 8 質疑応答

- (1) 質疑がある場合は、本市所定の様式の質問書（様式5）を持参するか、郵送、ファクシミリ又はメールにて送付すること。電話（口頭）での質問は受け付けない。（ファクシミリ又はメールの場合は、必ず通信確認を行うこと。）

① 受付期間

令和8年1月5日（月）から令和8年2月3日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

② 提出先

諫早市農林水産部農業振興課（諫早市役所 別館3階）

- (2) 回答は、令和8年1月5日（月）から令和8年2月6日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の間、諫早市ホームページにて行う。

9 入札参加資格の決定

入札参加資格の有無について、提出書類等に基づいて審査し、入札参加資格の審査結果を令和8年2月20日（金）までにメールで通知する。

10 入札の方法等

- (1) 入札は、郵便入札の方法により行う。  
(2) 入札書は、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便により、令和8年2月26日（木）午後5時までに、諫早市農業振興課宛てに郵送すること。  
(3) 入札書を郵送する際は、二重封筒とし、「入札書」と記載した内封筒に入札書を密封のうえ、次に掲げた事項を記載し、期限までに送付すること。

ア 件名

イ 住所

ウ 氏名（法人にあっては、商号又名称）

エ 代表者氏名（法人の場合のみ）

- (4) 入札書は、1年分の金額を付して入札する。  
(5) 入札書に記載する金額は、1年分で見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
(6) 入札書は、本市所定の様式により作成しなければならない。  
(7) 入札回数は、2回とする。  
(8) 入札において入札参加者がいない場合又は2回の入札で落札者がいない場合は、当該入札は取止める。

11 入札保証金

入札保証金は、免除する。

12 開札

- (1) 開札は、令和8年2月27日（金）午前10時から、諫早市役所別館3階第6会議室で行う。  
(2) 入札参加者は、立会いを希望することができる。立会いを希望する場合には、開札日時前までに郵便入札開札立会申込書（様式6）を農業振興課に提出すること。  
(3) 開札への立会い者は、各者1名までとし、各者1名を超えて開札会場に入室できな

い。

- (4) 開札開始後に開札会場に到着した者は、開札に立会うことができない。
- (5) 開札に立会う入札参加者がいない場合は、入札執行事務に關係のない諫早市職員を立会わせて行うものとする。
- (6) 天災等により入札書の到着が遅れた場合は、開札を延期することがある。

#### 1.3 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とするとともに、落札決定後から契約締結までにおいて、当該落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す。この場合、落札者に損害が生じても、本市は一切の損害賠償の責めを負わない。

- (1) 諫早市契約規則（平成17年規則第54号）第12条各号に該当する入札
- (2) 入札参加申請にあたり虚偽の記載をした者の入札
- (3) 金額を訂正した入札
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (5) 本募集要項において示した方法以外の方法による入札
- (6) その他必要事項を確認できない入札
- (7) 前各号に掲げるもののほか、職員の指示に従わない者のした入札
- (8) 前各号に該当し、入札が無効となった者は、再度の入札には参加できない。

#### 1.4 入札書の撤回等

入札者は、その提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

#### 1.5 落札者の決定方法等

- (1) 落札者は、予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札した者とする。
- (2) 1度目の開札で落札者がおらず再度入札を行う場合、入札参加者に1度目の最高入札価格及び再入札の入札書受付期間をFAXで通知するものとし、入札参加者は、通知に記した入札書受付期間内に入札書を提出するものとする。なお、入札の方法は、1度目の入札と同様とする。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。
- (5) 落札者が決定した時は、文書により入札参加者に入札結果を通知する。開札立会者がいる場合は、開札会場で開札立会者全員に口頭で周知し、通知に代えるものとする。
- (6) 落札者は、設置予定者として決定されたものとする。

#### 1.6 設置予定者の決定の取消し

落札者が次の各号のいずれかに該当する場合は、設置予定者としての決定を取り消す。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに契約の締結に応じなかった場合
- (2) 応募者の資格を失った場合
- (3) その他自動販売機設置手続の相手方として不適当と認められる場合
- (4) 落札者が、前各号のいずれかに該当した場合は、その者のした入札を無効とし、その者に通知する。この場合の設置予定者は、落札者の次に高い価格で入札した者（以下「次順位者」という。）を設置予定者とする。なお、次順位者が2者以上あるときは、くじにより次の設置予定者を決定する。

#### 1 7 契約の締結

落札者は、令和8年3月5日（木）までに契約書を2部提出しなければならない。

#### 1 8 異議の申立て

9の結果通知において入札参加資格があると認められた者は、入札の有無に関わらず、開札後、諫早市契約規則その他契約事項等についての不明を理由にして異議を申し立てることができない。

#### 1 9 その他

- (1) 自動販売機の設置にあたっては本市の指示に従うものとする。
- (2) 契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して本市の確認を受けなければならない。
- (3) 本市の責に帰することが明らかな場合を除き、本市はその責を負わない。
- (4) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

#### 2 0 参考

本施設の休業日及び利用時間は以下のとおりとする。

- (1) 休業日
  - ① 駐車場・トイレ 年中無休
  - ② 農林水産物等販売施設 8月15日・16日及び12月31日から翌年1月3日まで
  - ③ 地域交流施設・休憩施設 12月29日から翌年1月3日まで
- (2) 利用時間
  - ① 駐車場・トイレ 24時間利用可能
  - ② 農林水産物等販売施設 午前8時から午後5時まで
  - ③ 地域交流施設・休憩施設 午前8時30分から午後5時まで

#### 2 2 問い合わせ先

諫早市東小路町7番1号

諫早市農林水産部農業振興課（諫早市役所 別館3階）

電話番号 : (0957) 22-1500 (内線2311)

FAX番号 : (0957) 22-2602

メールアドレス : noshin@city.isahaya.nagasaki.jp